

杉並区と青梅市との共同による森林整備
の実施に関する協定書

令和5年3月23日

杉並区

青梅市

杉並区と青梅市との共同による森林整備の実施に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、杉並区（以下「甲」という。）と青梅市（以下「乙」という。）が共同して森林整備（主伐、間伐、造林その他森林の手入れを行うことをいう。以下同じ。）を行うことにより、二酸化炭素の吸収量の増加を図り、もって温暖化対策に寄与することを目的とする。

(森林整備の対象となる森林)

第2条 甲及び乙が共同して実施する森林整備の対象となる森林（以下「対象森林」という。）は、乙が所有する次の市有林とする。

- (1) 名 称 黒仁田山林
- (2) 所在地 青梅市黒沢三丁目1640番25、26
- (3) 面 積（公簿） 121, 189m²

(森林整備の実施)

第3条 甲及び乙は、毎年度、対象森林のうち森林整備を実施する区域を選定するとともに、その実施方法及び時期等を定めた計画（以下「森林整備計画」という。）を協議により策定するものとする。

- 2 甲及び乙は、森林整備計画に基づき、森林整備を実施する。
- 3 甲及び乙は、森林整備計画に基づき、それぞれ単独で実施した森林整備の実績を、書面により相互に報告し合うものとする。
- 4 乙は、甲及び乙が共同で森林整備を実施している旨を示す看板を、対象森林の入口等で目につきやすい場所に設置するものとする。

(二酸化炭素吸収量認証制度における乙の支援等)

第4条 甲が本協定に基づく森林整備により、東京都が行う「とうきょう森づくり貢献認証制度」における森林整備サポート認定制度に申請する場合には、乙は、申請及び認定状況の公表に同意するものとする。

- 2 森林整備計画に基づく森林整備により吸収された二酸化炭素の量について東京都知事が認証した当該吸収量の数値ないし実績を使用する権利は、甲に帰属する。よって乙は、当該認証を受けた二酸化炭素の吸収量の数値ないし実績を自ら使用し、又はその価値を第三者に譲渡してはならない。

(付帯事業の実施)

- 第5条 甲が森林整備の一環として、甲の住民による植樹等の体験を通じた環境学習等の事業を実施する場合、乙は当該事業の実施に協力するものとする。
- 2 前項の事業の実施に係る日程等の詳細な事項については、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(費用の負担割合)

- 第6条 森林整備計画に基づく森林整備及び前条に規定する事業に要する費用の負担割合は、その額が、甲が当該年度に譲与を受け、又は受ける見込みである森林環境譲与税の額以下であり、かつ、当該費用額の負担に係る甲の当該年度の歳出予算が成立している場合には、甲が全額を負担する。
- 2 前項の場合を除くほか、森林整備計画に基づく森林整備及び前条に規定する事業に要する費用の負担割合は甲及び乙の協議により決定するものとする。
- 3 第3条第4項に規定する看板の設置に係る費用は、乙の負担とする。

(主伐材及び間伐材の所有権)

- 第7条 森林整備計画に基づく森林整備により植栽又は育成された立木の所有権は、乙に帰属するものとする。伐採した木材の所有権は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

- 第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和10年3月31日までとする。
- 2 甲及び乙は、前項の協定期間が満了した後も引き続き協定を継続しようとするときは当該期間が満了する日までに、双方協議した上で改めて協定を締結するものとする。

(協定の変更又は廃止)

- 第9条 この協定は、甲及び乙の双方の合意により、その内容を変更し、又は廃止することができる。

(疑義等)

- 第10条 この協定の実施に当たり疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙で協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の署名の上、各自
その1通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 23 日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区長

岸本聰子

乙 東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1

青梅市長

浜中啓一